

自主規制規則の見直しに関する検討計画について

平成 23 年 7 月 19 日

日本証券業協会

本協会では、「自主規制規則のあり方に関する検討懇談会 中間論点整理」（昨年 6 月 29 日）における提言を受け、実効性のある自主規制規則の制定等を目的として、本年 1 月 18 日、「自主規制規則の制定等に関する基本的考え方」（以下「基本的考え方」という。）を取りまとめたところであります。

この基本的考え方「4. 規則の見直し」において「定期的（年 1 回程度）に、協会員等に対して規則の見直し等に関する意見・要望の募集を実施し、寄せられた意見・要望の内容を整理・検討のうえ、必要に応じて、規則所管委員会等において審議を行い、見直しを行う」ことが謳われたことを踏まえまして、本年 4 月 19 日から 5 月 13 日までの間、協会員各社に対して、「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」を募集いたしました。

この間に協会員より寄せられた提案は、下記 9 件（5 社からの御提案）であります。

今般、これらの提案を受けまして、下記のとおり、自主規制規則の見直しに関する検討計画を取りまとめました。

記

I. 規制の見直しの検討に着手する事項

	提案事項		検討計画 (12月までに結論を得る予定)
1	有価証券の引受けを行う際の親引けに関する制限及び公正な配分に関するルールのあり方の見直し 【有価証券の引受け等に関する規則、株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則】	⇒	「会員における引受けのあり方に関する検討会」において検討し、結論を得る。
2	外国証券取引口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書の提出義務の見直し等 【外国証券の取引に関する規則】	⇒	「外国証券の取引等に関する検討部会」において検討し、結論を得る。
3	外国株券等に関する資料等の公衆縦覧の	⇒	「外国証券の取引等に関する検討部会」に

提案事項		検討計画 (12月までに結論を得る予定)
見直し等 【外国証券の取引に関する規則】		おいて検討し、結論を得る。

II. 検討を見送る事項

提案事項	
4	外務員登録を受けていない派遣労働者に関して、「従業員規則」の対象範囲に加えること【協会の従業員に関する規則】
5	「地場受け、地場出し」の通知義務を課すこと等【協会の従業員に関する規則】
6	適格機関投資家向け勧誘の告知等義務に関して、規則に規定すること【外国証券の取引に関する規則】
7	「都道府県別証券警察連絡協議会」及び「地区別（ブロック別）証券警察連絡協議会」の存在を定款規則等に規定し、その位置付けの明確化を図ること等【反社会的勢力との関係遮断に関する規則、定款】
8 9	上場 CFD 取引に係る勧誘規制の撤廃・見直しについて【CFD 取引に関する規則】

※詳細につきましては、P3以降の参考資料をご参照ください。

「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」を受けた本協会の対応

平成 23 年 7 月 19 日

項番	提案事項	提案の概要	本協会の対応
1	有価証券の引受けを行う際の親引けに関する制限及び公正な配分に関するルールのあり方の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ●親引けに関する制限を撤廃又は緩和すること（親引けが認められる場合の限定列挙による制限の撤廃等）。 ●会員が株券等の募集又は売出しに係る引受けを行う場合における、公正な配分に関するルールのあり方を見直すこと。 	「会員における引受けのあり方に関する検討会」において検討し、結論を得る。
2	外国証券取引口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書の提出義務の見直し等	<ul style="list-style-type: none"> ●多くの協会員は顧客との取引開始に際して、約款を交付した上で、外国証券取引契約を含む総合サービス契約を締結しているが、規則上、外国証券取引に関しては、外国証券取引の内容の確認事項を記載した申込書の提出義務が課されていることから、顧客の利便性等が損なわれているため、申込書の提出義務の見直しを行うこと。 ●顧客と契約すべき事項を、規則条文に規定するのではなく、モデル約款として別途公表する方法を検討すること 	「外国証券の取引等に関する検討部会」において検討し、結論を得る。
3	外国株券等に関する資料等の公衆縦覧の撤廃	<ul style="list-style-type: none"> ●協会員が外国株券等の国内公募の引受け等を行った場合には、発行者が公表した資料を協会員が協会に提出し、協会が公衆縦覧に供している 	「外国証券の取引等に関する検討部会」において検討し、結論を得る。

項番	提案事項	提案の概要	本協会の対応
		が、当該公衆縦覧を廃止し、協会への資料提出義務を撤廃すること。	
4	外務員登録を受けていない派遣労働者に関して、「従業員規則」の対象範囲に加えること	●外務員登録を受けていない派遣社員に関しても、証券会社の指揮命令を受けて証券会社の業務を行う者であることから、外務員登録の有無に関わらず、協会規則の遵守は必要であることから、外務員登録を受けていない派遣労働者に関して、「従業員規則」の対象範囲に加えること。	以下の理由から、検討を見送ることとする。 ◆派遣労働者の雇用関係は、派遣会社との間に存在し、協会員との間には存在しない。本来、雇用関係のない者を規則上、従業員と整理していない。 ◆一方、外務行為を行う派遣労働者については、協会員のために有価証券関連業務等を行う者であることから、例外的に従業員規則の適用を受けることと整理している。
5	「地場受け、地場出し」の通知義務を課すこと等	●地場受け ⁱⁱ の禁止規定として、「いかなる名義を用いているかを問わず」と規定されているが、わかりやすさの観点から、この文言を削除すべきである。 ●協会員の従業員が証券取引を他協会員へ発注もしくは他の協会員から受注する場合は事前に通知義務を課すこと。	以下の理由から、検討を見送ることとする ◆「いかなる名義を用いているかを問わず」とは、名義のいかんを問わず、実質的に他の協会員の従業員の取引を規制する趣旨であり、規制の漏脱を防止する観点から、削除することは適当ではないと考える。 ◆「地場受け」の禁止の適用除外として、他の協会員から書面による承諾を受けた当該他の協会員の従業員の取引が認められているが、この場合において、受注する協会員は、当該他の協会員の従業員から承諾書を受領したうえで、取引を受託している。このことから、取引を行う当該他の協会員の従業員から受注する協会員

項番	提案事項	提案の概要	本協会の対応
			に対して承諾書による事前の告知が行われており、ご提案のように事前の通知義務を新たに課す必要はないと考えている。
6	適格機関投資家向け勧誘の告知等義務に関して、規則に規定すること	●金商法第 23 条の 13（適格機関投資家向け勧誘の告知等）で告知の義務が課せられていることから、規則においても、法令上の告知義務がある旨の説明を明確にすべき。	以下の理由から、検討を見送ることとする。 ◆法令改正により、本協会規則で売出し等の要件を規定することはなくなり、金商法 23 条の 13 等は法令の範囲内で規定されることとなったので、外国証券規則からは当該規定を削除したものである。
7	「都道府県別警察連絡協議会」及び「地区別（ブロック別）証券警察連絡協議会」の存在を定款規則等に規定し、その位置付けの明確化を図ること等	●規則において、「都道府県別警察連絡協議会」及び「地区別（ブロック別）証券警察連絡協議会」の存在を明記するとともに、その位置付けを明確化すべき。この際、定款の第 9 節付属機関に「証券警察連絡協議会」を加えることが望ましい。	以下の理由から、検討を見送ることとする。 ◆証券警察連絡協議会は、証券取引からの暴力団等排除対策の推進の目的で、警察庁通達を受け、各都道府県警察等と会員証券会社との連携の場として設置されたものであり、本協会の定款上の機関とすることは困難である。
8 9	上場 CFD 取引に係る勧誘規制の撤廃・見直しについて	●上場 CFD 取引 ^四 は、既存株価指数先物取引と同様の有価証券関連の市場デリバティブ取引であることから、「CFD 取引に関する規則」に規定する上場 CFD 取引に係る勧誘受諾意思確認義務及び再勧誘禁止を撤廃すること	以下の理由から、検討を見送ることとする。 ◆CFD 取引はその商品性等において FX（外為証拠金取引）と類似した特徴を持つことから、過去に FX において過度の勧誘が行われて社会問題化し、法令で一定の勧誘規制が設けられたという事実を鑑み、近年拡大傾向にある CFD 取引においても、将来的に起こり得る不測の事態に対する未然防止を図る観点から、FX に

項番	提案事項	提案の概要	本協会の対応
			対する勧誘規制と同等の規制を設けることとしたものであり、また、投資者保護の一層の充実を図る観点から、CFD取引を含むデリバティブ取引全般について強化された勧誘規制の枠組みが動き出したばかりであることから、現時点で見直しは必要ないと考える。

以上

ⁱ 「親引け」とは、公開株式のすべてを公募にせず、その一部を特定の取引先や金融機関等に優先的に販売することを約束したり、自ら保有することをいう。株主構成の安定化を図ることができるメリットがあるが、個人投資家の消化を妨げることにもなるため、一定の率以内に制限を課している。

ⁱⁱ 「地場受け（じばうけ）」とは、協会員（証券会社や登録金融機関）が、他の協会員の役職員から有価証券の売買注文を受けることをいう。地場受けは、本協会の規則により禁止している。本来、自社で行うことができる売買注文を他社に出すことは不合理な行為であり、顧客の金銭又は有価証券を横領したり、インサイダー取引に利用することを防ぐといった目的がある。

また、「地場出し（じばだし）」とは、協会員の役職員が、他の協会員に有価証券の売買注文を出すことをいう。地場出しについても、地場受けと同様の目的で、本協会の規則により禁止している。

ⁱⁱⁱ 「CFD取引」とは、金融商品や金融指標を参照原資産としたデリバティブ（金融派生）商品で、取引開始時の約定価格と取引終了時の約定価格との差額により決済が行われる差金決済取引（Contract for Difference : CFD）をいう。証拠金取引であるためレバレッジ（てこ）を効かせることで、証拠金より大きな金額の取引が可能なのが特徴である。

本協会ホームページの「証券CFD（差金決済）取引の特徴やリスクとは？」

(<http://www.jsda.or.jp/sonaeru/risk/cfd/index.html>) をご参照ください。